

広報水巻

3月 10日

第328号

毎月10日・25日
 福岡県遠賀郡
 水巻町発行



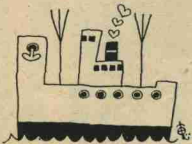
“春”はすぐそこに

川原にはつくしもボツボツ

春は、もうすぐそこまできていま
 す。朝・夕は冷え込んでも昼になれば
 すっかり小春日和。

遠賀川の川原でも、散歩を兼ねた
 家族づれがつくし狩りを楽しんでい
 ました。

(写真は、遠賀川の川原にて)



県青年の船報告会と レク・ダンスの交流会

水巻町青年団体協議会は、福岡県第四回青年の船に乗船した青年二人による活動報告会とレクリエーションダンス交流会を開催いたします。

この報告会は今回初めて行なわれるのですが、この日は二月一日から十四日までの二週間フィリッピンに行き東南アジアの人たちと友好を深めてきた町青協会長の岩永幸男さんと古賀の美浦信代さんに、青年の船に乗船しての船内での活動と現地での交流会などの模様をスライドによる映写をしながら報告をしていただきます。また、過去に青年の船に参加された近辺市町村の青年の方たちにも報告をしていただくようになっていきます。

このあと、古賀青年会の主催で青年の船の訪問先の、フィリッピンで習ってきたフォークダンスによる交流会を開きます。どなたでもお気軽に参加ください。

期日 3月16日 15時から
 会場 水巻町民会館ホール

町の人口

(50年2月末現在)

人口	24,129
男	11,715
女	12,414
世帯数	7,099

公職選挙法の一部改正により郵便でできる不在者投票

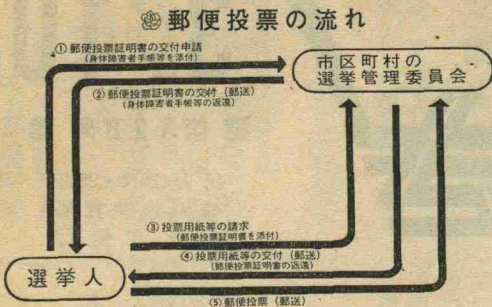
重度障害者のための特別措置

第七十二回通常国会で、公職選挙法の一部が改正になり、郵便による不在者投票の制度が次回の選挙から実施されることになりました。

この制度は、身体に重度の障害のある方が現在任んでいる場所での投票の記載をし、これを郵送するという方法で選挙権の行使をしようというものです。

この方法については公正の確保などがいろいろ検討されましたが最終的には次の事項を明確にすることとして、郵便による不在者投票の記載をし、これを郵送するという方法で選挙権の行使をしようというものです。

この方法については公正の確保などがいろいろ検討されましたが最終的には次の事項を明確にすることとして、郵便による不在者投票の記載をし、これを郵送するという方法で選挙権の行使をしようというものです。



①～⑤の順序で行われます。郵便投票証明書は④の投票用紙等の交付のさいに市区町村の選挙管理委員会から選挙人に返還されます。

郵便投票の範囲

票制度を実施することにされています。

- (1) 郵便投票証明書の交付
(2) 第三者には投票用紙を交付しない。
(3) 自書主義（各段階で署名を求めめる）。
(4) 投票行為に対する干渉または秘密の侵害について罰則の適用を行う。

この身体に「重度の障害」という場合の障害の程度は次のとおりです。

郵便投票の範囲

身体に重度の障害のある方で、「身体障害者手帳」または「戦傷病者手帳」の交付を受けている方に限られます。

(1) 身体障害者については、持っている身体障害者手帳に①両下肢または体幹の障害で一級または二級と記載されている

と記載されている

郵便投票の方法

郵便投票証明書

郵便投票をするには、郵便投票証明書（あなたは確かに郵便投票のできる人であるということの証明書）交付を受けておく必要があります。（以下、郵便投票のできる人のことを「選挙人」と呼ぶことにします。）

この郵便投票証明書はいつでも交付されます。一度交付を受けたら四年間有効ですから、選挙のたびにこの証明書の交付を受ける必要はありません。大切に保管してください。

郵便投票証明書の交付は、選挙人が選挙人名簿に登録されていることによりなされます。

新興住宅地のために

移動交番車が

団地内を巡回します

折尾警察署に移動交番車が配車され、派出所や駐在所から比較的遠い団地や工場、新興住宅地などを巡回し、住民の方の意見や要望を承ります。

車内には、事務用の椅子、机、に他事務処理に要する物品を完備し、無線装置も備っているいわば動く派出所です。

運行は、一ヶ月に十回程度で、開設にあたっては、事前に団地内などを巡回してお知らせしますのでお気軽にご利用ください。



派出所や駐在所から遠い方たちのために広く利用されています

郵便局とは

無関係

強制的な表札の販売には注意を

郵便局員を装って強制的に表札を販売している人がいます。これは郵便局とは全く関係がありませんのでご注意ください。

最近「下」マークの腕章をつけまたは郵便局から依頼されてきたなどという、あたかも郵便局と関係があるかのように装って各家庭を訪問し、なかば強制的に表札を販売してトラブルを起こしたことがあります。

郵政省では、郵便物を確実にお届けするために郵便受箱、表札を設置していただくよう住民の方に協力をお願いしていますが、このような販売人はもちろん、どの表札販売会社とも表札販売についてなんら関係はありませんのでお知らせいたします。

を町るい明の別差

同和問題を

正しく認識しよう

地区の概況

審議会は同和对策の具体的資料として前述の基礎調査と合わせて全国から十六ヶ所の地区を選び精密調査を行った。部落の多様性によってこれらの地区が必ずしも全国の平均水準を示すものでないことはいうまでもない。

同和地区の形成が地区の全体的な後進性の原因としての差別の結果としての貧困によるものであるが、地域社会の多様性によって状態はいろいろな形でとらえられる。

(イ) 立地条件

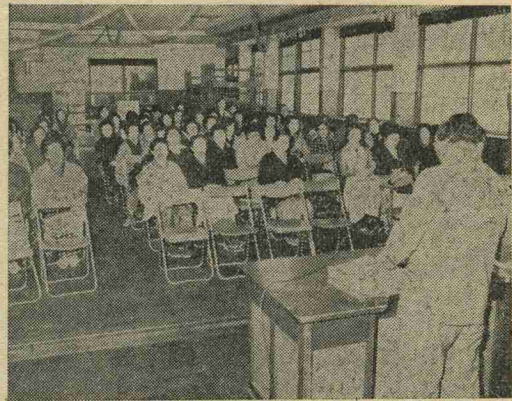
同和地区は、伝統的に、きわめて劣悪な地勢的条件にある。

すなわち、河川沿い、河川敷地、沼沢地、傾向地、荒地など都市農村を通じて一般の土地利用には、不適な土地に位置している。そのため、同和地区は、洪水や大雨の時は大きな被害を受けることが多い。伝統的な劣悪な環境の中で問題がくりかえされているのが多い。

(ロ) 人口の状態
経済の高度成長にもなつて、

一般農村は活発な離村向都の人口移動を示すが、部落も一般地区ほどではないにしてもかなり顕著な人口流出をみせている。しかし、一般地区にもみられるが、同和地区の場合は差別と生活難のために帰郷を余儀なくされた者が多い。

戦前は一般と同和地区とは、河川や田畑や道路や堀などにより区別されていたが、最近都市的同和地区の場合は、地区自体の膨脹や住宅や工場地を求めて一般人口の来住によって、混在する傾向が強い、この傾向は地区の中心にまではいならず、その周辺に多いこと、また町内会を同じくしても、両者の生活



社会同和教育の研修を受ける婦人会の方たち

青少年に愛の手を

第三水曜日は「少年を守る日」

福岡県警察では、少年の非行化をなくすために、毎月第三水曜日を「少年を守る日」として、指導を行なっています。

少年の非行化の原因としては、家庭内での、親子の対立が多いようですが、このために家出をした少年の多くは、盗み、たかり、不純異性交遊などの非行に走り、あるいは悪いおとなから売春や危険

関係には、多少とも緊張や距離がみられる場合が多い。

(イ) 家族と婚姻
結婚の形態は、全体としては見合婚が多いが、若い年齢層には、自由婚もかなりの率を占める、結婚に際しての差別は、部落差別の最後の越えがたい壁である。

関係住民の結婚は、伝統的に「ほとんどが同一地区民間か他地区住民との間で行なわれ、一般住民との通婚はきわめて限られている」

(ロ) 産業と職業

産業では農業や商工業の零細経営やその雇用労働者や単純労働者が多く、近代産業への雇用労働者は少ない。親は伝統的な産業ないし職業や単純労働などへの従事が多いが子女はそうした職業より、時代の雇用労働を希望するものが見られるが、これとともに近代の大企業への就職はきわめて少ない

少年を守るために

- 明るい家庭のふん囲気をつくりましょう。
- 少年を正しくしつけ、放任と過保護はつししまししょう。
- 少年の行動、所持品、交友関係などに気をつけましょう。
- 少年の非行や危い遊びを見かけたときは、愛の声をかけましょう。
- 非行を誘発するエログロ映画ポスター、雑誌などを地域ぐるみで追放しましょう。

お礼

香典返しとして次の方から社会福祉協議会へご寄贈がありました。ご冥福をお祈りいたしますとともにあつくお礼申し上げます。

高松区	故 坂井 悟殿	坂井 三郎殿
猪熊	故 大野 ワサ殿	大野 浅喜殿
下二町住	故 三好和太殿	三好 正治殿
上二町住	故 柴崎 安殿	柴崎 妙子殿
梅ノ木区	故 杉本 ハジメ殿	杉本 宗俊殿

水道料金

徴収人の一部が変更

- 三月(二月份の徴収)から水道料金徴収人の一部が変わります。
- 鯉口区・中央区 萩谷日出子
- 宮ノ下・机社宅・古賀区・梅ノ木区 広光タカ子

基本的には社会的差別と偏見によってよい就職ができないのが原因である。
また子女の雇用労働が多くなつたのは、子女が伝統産業や単純労働を嫌うためであるが、根本は経済成長にもなう労働力の絶対的不足が大きな原因であり、そのなかで低い賃金のなかに置かれていくということである。(つづく)



母子保健相談

◇日時 3月14日 9時30分～11時30分

◇会場 吉田団地公民館
◇内容 身長・体重測定、育児相談と家族計画相談指導(家族計画用の器具・薬品についても若干準備しています。)

昭和五十年 高血压教室 受講生募集

目的 成人病予防と健康管理
実施予定日 年間毎月第三水曜日の予定
実施会場 町民会館または遠賀保健所

期間 50年4月～51年3月
内容 専門医の講演(成人病全般、リハビリなど)、成人病検診、食生活指導、講義、調理実習、試食、健康と体操(保健相談指導、その他)

料金 無料
申込み受付 3月11日から3月末日まで、役場厚生課衛生係で受け付けます(電話でも可)。

高血压教室

◇日時 3月19日 13時30分～15時30分

◇会場 遠賀保健所栄養指導室

◇内容
○高血压の食事指導
○講義、減塩食調理実習、試食
○49年度教室反省会、閉講式
高血压の予防と治療は、まず食生活から、この話をくり返し聞き、自分の舌で味わい、日常の献立に活用して自分はもちろん家族の健康管理に役立ててください。

また、新しい五十年度の教室に対するご意見・ご希望をいただき、皆さんの教室として新しく発足したいと思っておりますので多数の参加をお願いします。

定期種痘の接種

◇日時 4月1・2日 14時～15時

◇場所 水巻町民会館ホール

◇該当児
○第一期 生後6ヶ月から24ヶ月

月で、一度も受けていない乳幼児

○第三期 50年度新入学児童

○第三期 50年度中学進学児童

第一期、第三期は、どちらも49年度中に何かの理由で接種を受けていない方

なお、接種を受けられる方は問診票を役場衛生に前日までにとり来てください。また、当日は体温をはかっている中、母子手帳を持参ください。

三歳児以上の種痘の接種

三歳から六歳までの第二期種痘の未接種者で、種痘接種を希望される方は、申し込みください。

◇申込み先 役場衛生係
◇受付期間 3月15日～20日
◇接種料 八百円を申込みの際に前納してください。(弱毒ワクチンを使用する予定です)

接種日は後日通知いたします。申込みの際に住所、被接種者名(生年月日)、保護者名を聞きま

婦人ガン検診

町は、次の日程で婦人ガンの検診を行います。

婦人のガンの中で、もっとも多いのが子宮ガンですが、この子宮ガンは早期発見が容易なものは他ありません。

このため進歩した医学の力によって完全な治療が期待できるようになりました。

検診は、短時間で痛みもなく費用も少なくて済みますので、気軽に参加されるようおすすしめします。

また、接種についてのおたずねは、役場衛生係(電話 6001・4321)へ

◇日時 3月28日

○午前 9時30分集合

○午後 12時30分集合

問診票の記入要領の説明と同時に、子宮ガンについての講義を行います。

◇会場 町民会館玄関ホール

◇料金 本人負担3000円、町からの補助(9000円)

◇該当者 35歳以上の女性の方

◇受診人員 1000人(受け付け120人)先着順

宅地建物取引の無料相談

県は、次の日程で宅地建物取引の無料相談所を開設します。

◇日時・場所
3月20日 行橋市民会館
3月22・23日

小倉井筒屋5階ハウジング
八幡井筒屋5階ハウジング

◇相談員
弁護士、税理士、司法書士、県建築部建築管理課、市建築局建築審査課

3月のし尿汲取予定日

- 1日 頃末、猪熊
- 3日 頃末、猪熊
- 4日 唐ノ熊県住、吉田片山、ぬめり石、猪熊
- 5日 高松区、三ツ頭区、吉田御輪地、車返し、鯉口、猪熊
- 6日 高松区、三ツ頭区、吉田垣添中央区、樋口
- 7日 高松区、三ツ頭区、頃末(15・18区)、緑風園、中央区、上二、下二、立屋敷、樋口
- 8日 川端商店街、下二町住、吉田本村、車返し、古賀、う月
- 10日 川端商店街、宮ノ下、吉田県道筋
- 11日 机、古賀
- 12日 吉田大橋、上二町住、頃末(6・11・14区)
- 13日 頃末(6・11・14区)
- 14日 頃末(6・11・14区)
- 15日 猪熊
- 17日 吉田団地、樋口、猪熊
- 18日 吉田団地、樋口、猪熊
- 19日 美吉野、松栄荘、吉田団地、樋口、猪熊
- 20日 美吉野、松栄荘、上二、下二、伊左座、吉田本村、猪熊町住
- 21日 上二、下二、伊左座、吉田本村、机
- 22日 美吉野、松栄荘、机、古賀県住
- 24日 古賀区、みずほ、梅ノ木区
- 25日 古賀区、みずほ、下二幼稚園通、梅ノ木区
- 26日 古賀区、下二幼稚園通、梅ノ木区
- 27日 鯉口区、猪熊、樋口、古賀
- 28日 鯉口区、猪熊、樋口、古賀
- 29日 鯉口区、頃末(6・11・14区)、机、う月
- 31日 樋口、猪熊、頃末(6・11・14区)

日曜在宅医

- 3月16日 入江医院 外科 頃末 601・3320
- 23日 渡辺医院 外科 頃末 691・2616
- 30日 楠本医院 内・児科 大膳橋 093・24・0385

診察時間は9:00～17:00、原則として往診はいたしません。

国民健康保険 被保険者証の切替え

町は、次の日程で国民健康保険被保険者証の切替えを行います。現在使用されている保険証の有効期間は、五十年三月末日までで、この切替えをしていないと四月一日以降の受診はできませんのでご注意ください。なお、切替えを行うとき印鑑と保険証をご持参ください。

◇日時 3月26日～3月28日

◇場所 水巻町役場別館